

適応法改正（熱中症関係）に伴う 茅ヶ崎市の取組みについて

令和6年3月7日 茅ヶ崎市環境部環境政策課

1

目次

- 1 茅ヶ崎市の庁内体制 . . . P 3
- 2 熱中症特別警戒アラート発表時の茅ヶ崎市の周知 . . . P 5
- 3 茅ヶ崎市の指定暑熱避難施設の指定及び運用 . . . P 6

2

1 茅ヶ崎市の庁内体制

・これまで

●各担当課による普及啓発

保健所、環境部、福祉部、教育委員会、建設部、消防本部、市立病院、図書館、支所・・・等の様々な部局で熱中症注意喚起のチラシ配布や呼びかけを行っている。

●熱中症警戒アラートが発表された場合は、**健康増進課**と**防災対策課**で防災無線により、市民への周知を行っている。



図書館で学ぶ『気候変動とSDGs』パネル展でのチラシ配布

1 茅ヶ崎市の庁内体制

・気候変動適応法改正に伴う体制

気候変動適応法改正に伴う全般的な事項：

環境政策課、健康増進課、高齢福祉課、警防救命課

熱中症特別警戒アラート発表時の情報伝達ルートについて：

(現時点) 健康増進課、環境政策課 ※今後、防災対策課と消防本部を追加予定

指定暑熱避難施設の指定について：

環境政策課 (全庁照会)

※全庁照会の際、説明資料を作成。また、公民館等のクーリングシェルターへの指定の可能性が高い施設は、個別に事前ヒアリングを行った。

・来年度以降の対応 (予定)

●各担当課による普及啓発

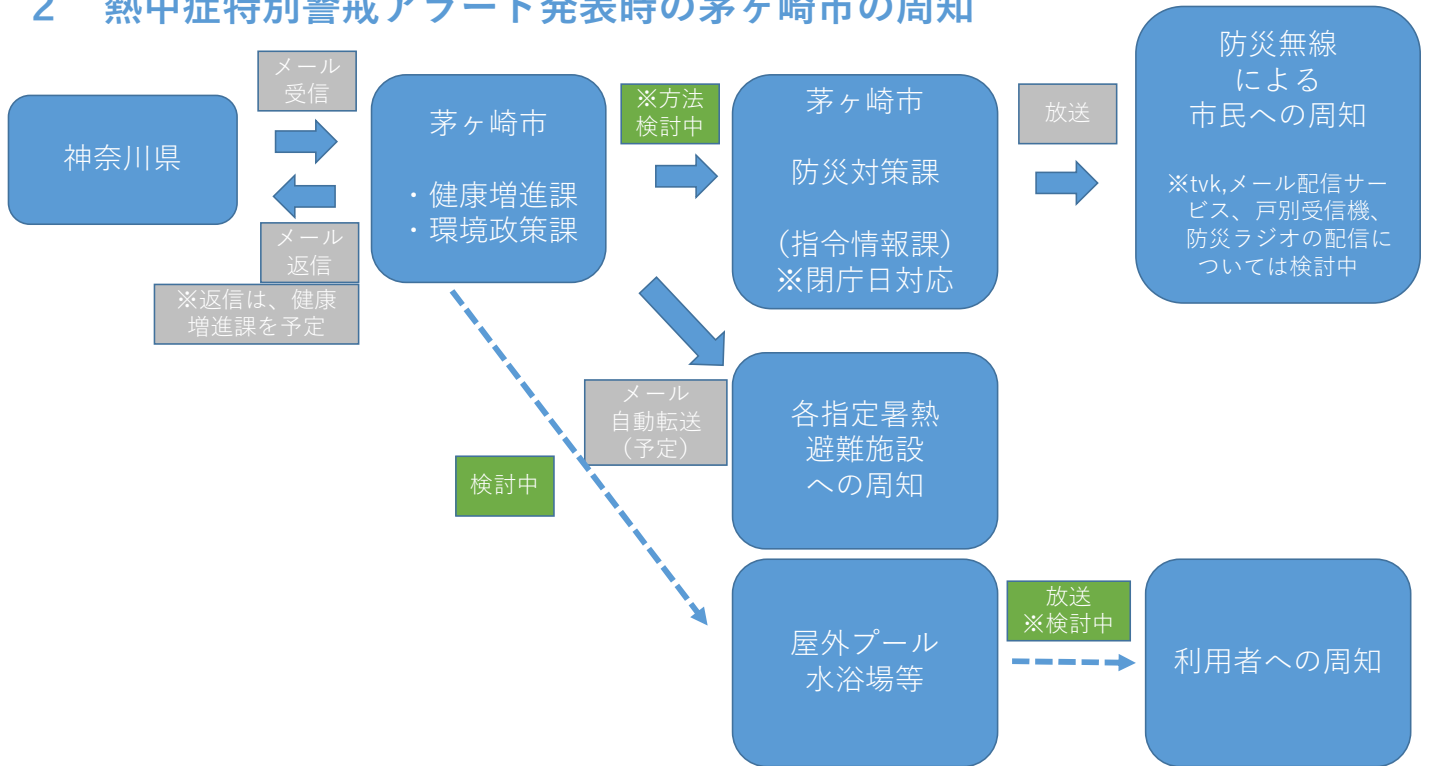
同様に各部局が熱中症注意喚起のチラシ配布や呼びかけを行う。

●熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、防災対策課で防災無線により、市民への周知を行う予定。

●指定暑熱避難施設へは神奈川県からのメールの自動転送を検討中。

※自動転送を行うにあたり、件名やアドレス等に固定のキーワードを設けてほしい。指定暑熱避難施設以外の場所 (例えば屋外プール、水浴場等) についての周知は、今後の検討課題。

2 熱中症特別警戒アラート発表時の茅ヶ崎市の周知



5

3 茅ヶ崎市の指定暑熱避難施設の指定及び運用

- ・ 指定暑熱避難施設への指定を検討している施設

市役所、支所、消防署（本署）、公民館、体育館、室内プール、公園内クラブハウス、博物館、コミュニティセンター等（約30施設）

※施設の指定の有無について、説明資料を作成して照会を行っており、一定程度は各所管課の判断に委ねる。
民間施設との連携については、市有施設を優先しているため、まだ検討を行っていない。

- ・ 指定等のスケジュール

- ・ 2月中旬～下旬 庁内への照会・回答
- ・ 3月上旬 指定の方向性取りまとめ
指定予定施設の所管課への取りまとめ内容
フィードバック
- ・ 3月中旬～下旬 庁内意思決定会議に諮る
- ・ 4月 国から示された指定方法による指定
- ・ 5月又は6月 広報紙等による周知

6

3 茅ヶ崎市の指定暑熱避難施設の指定及び運用

熱中症特別警戒情報の発表時は、法に基づき「指定暑熱避難施設」として開放し、発表がなくても本市の運用により「炎天下かけこみスポット」として開放予定（運用期間）

※「指定暑熱避難施設」と「炎天下かけこみスポット」の運用は同じ

- 「熱中症対策」という目的に鑑み、啓発的な要素を強くして運用することを想定
- まずは「炎天下かけこみスポット」を認識していただく
- 市民の方など気軽に立ち寄り、暑さをしのげる場を確保する



警戒情報に関係なく、熱中症予防策を推進することで熱中症による**死亡者数**や**救急搬送者数の減少**につなげる

3 茅ヶ崎市の指定暑熱避難施設の指定及び運用

施設の準備

- 経口補水液を常備するといった、特別な準備はしない
- ポスターなどラミネートの貼付け等で「指定暑熱避難施設」「炎天下かけこみスポット」（暑いときに休憩できる施設）であることを周知（のぼり旗の手配は調整中） ※可能な施設に設置を依頼
- 「暑さによる体調不良の場合は、職員にお声かけください」等を表示（周知方法は、各施設の可能な範囲で依頼）



現状の運用において来客者を拒むことはないと思われるが、施設の指定及び周知を行うことで来客者が暑い時の「休憩スポット」として入り易いように環境を整えるイメージ

3 茅ヶ崎市の指定暑熱避難施設の指定及び運用

職員等の対応

- 来客者への職員等の対応は、通常の施設運用時と基本的には同じ対応を想定（来客者に飲料を与える等、特別な対応はしない）
- 具合が悪い方がいる場合は、応急処置マニュアルに沿って対応を想定（通常の来客者が体調不良となった時と同じ対応）
- 「指定暑熱避難施設」「炎天下かけこみスポット」としての来客数の把握方法は検討中



（来客者に任意で「正」の字を記載していただくなど、職員等・来客者共に負担とならない方法で検討中）

3 茅ヶ崎市の指定暑熱避難施設の指定及び運用

各課との調整について（意見と対応）

- 建物自体が古く、外と比べると涼しいが、快適とは言えない。指定暑熱避難施設として公表してしまうと来館者から「涼しくない！」と苦情を受けてしまうのではと懸念している。
⇒元々「ひと涼みスポット」のような呼び方を考えていたが、あまり快適性を求められてしまうと苦情に繋がる可能性があるため、「炎天下かけこみスポット」のような呼び名とすることとした。
- 指定暑熱避難施設とすると通常より涼しめの温度設定とする、人口密度が上がる等の要因により、例年と比べて光熱費が上がってしまうことが予測される。限られた予算の中で施設を運営しており、予算を超えてしまうこと。また、環境部がエネルギー使用量削減を推進する中で、逆の動きとなってしまう方がいいのかといった意見があがっている。
⇒今後の検討課題とする。
※どの程度エネルギー使用量が上がるのか運用してみないと見えてこない部分もある。

3 茅ヶ崎市の指定暑熱避難施設の指定及び運用

各課との調整について（意見と対応）

- 受入可能人数について、国からは「一人あたり滞在することが可能な空間が適切に確保されていること」としか示されていないため、何を以て受入可能人数を決めればよいか判断できない。
受入可能人数を超えても来館を拒むものではないことから、受入可能人数の公表は不要ではないかとの意見もある。
- ⇒茅ヶ崎市としては、椅子等で休むことができる人数を受入可能人数としての公表を考えているが、注釈で「受入可能人数を超えても来館を拒むようなことはない」といった文章を付け加える案が出ている。
- 調整を行う中で、指定予定の30施設中27施設が、5月又は6月以降にならないとエアコンが冷房運転に切り替わらないことを確認。そのため、茅ヶ崎市では、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）の開放は難しく、6月以降が開放可能時期として妥当であると考えている。